**徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業**

**仕　様　書**

**１　業務名**

　　徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業

**２　目　的**

　　一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下，「機構」という。）が実施した来訪者満足度調査の分析結果によると，徳島県東部圏域（徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町）を訪れている観光客は，「子供や若者が楽しめる観光コンテンツが少ない。」や，「域内での周遊箇所数が少ない。」「阿波おどりや渦潮以外の観光地は知らない。」と感じている割合が高いことが分かった。

これらの課題を解決するため，新たに「体験型観光コンテンツの開発」，「周遊モデルコースの作成」，「魅力的な旅行商品の造成」，「観光資源の魅力発信」等の事業を実施することにより地域の魅力を高め，徳島県東部圏域への誘客を促進する。

**３　業務の内容**

次の（１）から（５）の業務を通じて，体験型観光コンテンツの創出を図り，業務期間

中に徳島県東部圏域１５市町村ごとに１商品以上かつ東部圏域内合計２０商品以上の体

験型観光コンテンツの開発及び商品造成を支援する。また，造成した観光コンテンツを盛

り込んだテーマ別周遊モデルコースを作成する。

（１）ワーキンググループの開催

　　　徳島県東部圏域１５市町村の担当者等を対象としたワーキンググループを計２回程

度実施し，事業の理解促進，資源の洗い出し，モデルコースの作成等を行う。

　　①　第１回：事業の理解促進と資源の洗い出し，事業者・団体等の掘り起こし

　　②　第２回：モデルコースの設定（複数の市町村を巡るテーマ別のコース設定）

（２）体験型観光コンテンツの開発・磨き上げ支援

　　①　事業者・団体等に対して，コーディネーターを派遣し，個別フォーローで観光商品

　　　の開発・磨き上げを支援する。

　　②　１事業者・団体等に対して，５日程度の個別フォーローを行う。

　　③　１市町村につき，最低１商品以上かつ東部圏域内合計２０商品以上の体験型観光コ

ンテンツの開発・磨き上げを実施し，機構ウェブサイトへ商品として掲載する。

　 また，インバウンド向けのウェブサイトへの商品掲載を希望する事業者に対して，適切な支援を行う。

（３）体験型観光コンテンツの販売・PR支援

　　①　開発した体験型観光コンテンツの撮影支援を行う。

　　②　開発した体験型観光コンテンツ等の販路構築や販売促進に係る技術的支援を行う。

　　③　トリップアドバイザー等のオンライントラベルエージェント（個人向け）やメディ

ア系旅行会社（団体向け）への販売，旅行メディアへの掲載（雑誌やネット等）等の

支援を行う。

（４）協議会への事業報告等

　　　年３回程度実施を予定している機構の協議会（社員，賛助会員が対象）において，本

事業の事業内容，進捗状況，成果等を報告すること。

（５）電子パンフレットの作成

開発した体験型観光コンテンツを掲載した電子パンフレットを作成すること。また，

開発した体験型観光コンテンツを周遊するモデルコースを掲載した電子パンフレット

を作成すること。（個人旅行者が周遊する場合に参考となるＪＲやバス，おもてなしタ

クシー等を組み合わせた最も合理的なアクセス方法及び所要時間を記載すること。）

**４　委託料上限額**

５，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

　　※消費税及び地方消費税の額は，委託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

**５　委託期間**

契約締結の日から令和２年３月７日（金）までとする。

**６　成果指標（KPI）**

1. 徳島県東部圏域１５市町村ごとに１商品以上かつ圏域内合計で２０商品以上の体験

型観光コンテンツの開発を支援すること。（機構ホームページの「遊び・体験」への掲

載を成果指標とする。）

（２）開発した体験型観光コンテンツを盛り込んだ「食」，「歴史・文化・伝統」，「アクティ

ビティ・異文化体験」などの地域資源を取り入れた個人旅行者向け周遊モデルコースを

９コース以上作成すること。（機構ホームページの「モデルコース」への掲載及び旅行

会社への営業用電子パンフレットの作成を成果指標とする。）

**７　業務実施体制**

1. 管理責任者等の配置

委託事業の管理責任者及び機構又は訪問先との各種調整窓口となる業務担当者を，そ

れぞれ１名定めること。

1. 安全管理体制

体験型観光コンテンツの開発支援にあたり，スタッフの配置，責任の所在，連絡体制

等を明確にしておくこと。

**８　委託事業完了報告書等の提出**

ツアー終了後１カ月を経過する日又は令和２年３月７日（金）のいずれか早い日まで

に，次の業務成果品を提出すること。

（１）事業実績報告書（Ａ４版用紙及び電子データ）　　　　　　　　　　　　　１式

（２）体験型観光コンテンツの電子パンフレット（Ａ４版用紙及び電子データ）　１式

（３）体験型観光コンテンツの写真（電子データのみ）　　　　　　　　　　　　１式

（４）その他関係資料（Ａ４版用紙及び電子データ）　　　　　　　　　　　　　１式

**９ 委託料の確定**

機構は，上記８により提出された委託事業完了報告書について，審査及び必要に応じ

て現地調査を行い，その内容が適正であると認めたときは，委託費の額を確定し，受託者

へ通知するものとする。

**10 事業の変更・中止**

（１）事業内容については，委託先決定後，機構と実施団体が協議を行い，内容，仕様及び委託料の詳細を決定する。その際，提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

（２）契約書，仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は，機構

と受託者が協議の上，決定することとする。

**11　一般的留意事項**

（１）受託者は，業務の遂行について随時報告を行うこと。

（２）業務を遂行する上で必要な資料等は，取材等により受託者において入手するほか，必

要に応じて随時貸与する。なお，貸与した資料等の複製，複写の可否，返却等について

は，発注者の指示に従うこと。

（３）受託者は，業務期間はもとより期間終了後も，当該業務で知り得た機密，個人情報等

の取り扱いについて厳守すること。

**12　その他事項**

1. 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第２７条・第２８条に規

定する権利を含む），所有権等，その他の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

ただし，受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識，技術に関する権利等（以

下，「権利留保分」という。）については，受託者に留保するものとし，この場合，発注

者は，権利留保分についての当該権利を，使用期限の定めなく無償で非独占的に使用で

きるものとする。

1. 成果物は，発注者が自由に二次使用（加工，ホームページへの掲載等）できるものと

する。

1. 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となって

いるものを使用した結果生じた責任については，受託者が負うものとする。

1. 受託者は本事業公募に係るすべての書類，またその内容について，発注者の許可なく

譲渡，公開をしてはならない。

（５）特定された受託者は，本件業務を第三者に委託し，または請け負わせることはできな

い。ただし，あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。

（６）本業務仕様書に定めのない事項については，機構と協議の上決定するものとする。

以上